

大議事日程は次々通り(書記をして朗説せられた)
日程第一 議案第二号 (第一號會可決)
日程第二 議案第三号
日程第三 議案第四号 (第一號會可決)
七一會議の顛末
議長 再開宣言(午前十時五十四分)
議長 日程第一議案第二号 旨野濱村職員是數条例設定について
を討議致ります。(書記をして朗説せらるます)
議長 御説明を願ります
助役 例の設定につつては、從來の是數條例があつたが、自治法の
登場等は補助機關として更員をり地職員となり(前は更員
定數)であります。改定後(職員全部の是數)でうたう必要がある
事務分量からして是數を増加する前途行政のスムーズな
運営が不可能で今後の運営に支障す。自治法の改正に
伴うつたの方をみると
議長 御質疑願ります
一七番 等々他より職員とは
助役 政府より事務、技術更員の補助職員がそでに含ま
る
そ地運転事、電話交換、便丁給仕もそり地職員となり
前ほ課長、書記、技工事務等そり地にあり、更員、技術そり地
上り下りの事務等そり地にあり、更員、技術そり地

助役	本條例ニ九人にて四人で一八人の増で、大三ノ増に當り事務面では二れたり増す必要があるが、
助役	ニセにたておまか二名臨時かわそ合計三七名となり仕事がやりやろニヒ、公報、徵税等の充実を計る目的である
二番	二点が具体的な分の説明を願ひたい
助役	新課五名、財政三名、軍需地一名、公報一名。
二番	現在職員一人の事務分量の資料を提出願ひたい(方法)
助役	予算と年條例と開保證にて提出せよと云ふ。
二番	軍需地に財政から応援と自分で職員を人に貸してあるが取りかえせば二人位は消しと思ふがどうぞうか。
助役	土地委員会は事務が何でござらぬか、
二番	軍需地委員会の合意を得てゐる。委員会の仕事は村が行ふべきでなく、地村の例日どんなりつ。
助役	事務室は村は行政事務であつて村の代りゆがだらうなどと事務が当然村がやまべきであつて行ふ事務の応援なり形である。
二番	土地委員会は村民をあらしめ、それを引き立てる形で組むのである。

	助役	委員會の更に委員會をもつて另外行政事務をかり村と を日現在すぐ交渉とか詰でなく、委員會の書記としてかる以 上幾らをどうすと之を笑ひ落し、委員會は接濟事務である。
一三番	現委員で臨時を含めて何名が	
助役	四名である	
和番	行政事務を村がやさしく二つであります。畠南土地主と自己資糧 言々でなく、会報的の面から見て畠南土地委員に増員不可 委員會の性格を知り方と、村に移管して畠南に付りが どうのちはヨヨリしなり可と、委員會の説明を願ひたり。	
一七番	村の増員分の配置を説明を願う	
村長	余りから村で土地委員會がある。ソラかは村に移さねばならない。 支那事務の村長がやりねばならぬが、今ヨミニ委員會の人 は精一杯で、現在の仕事一人で口座に合ひろいが、今ヨミニ委員 會の仕事り内一人で村に移して、それで委員會は支那を生せて 下せりとお思である。	
議長	休憩を致します(午前十時十六分)	
議長	再開致します(午前十一時二十八分)	
二番	畠南土地の關係で増員につづけられ、委員會が村の応援を やるがヨクが、	
島袋常喜	畠南土地の委員は土地料から差引いて運営して居る。	
本賣長一郎	書記一名、現在臨時三名の組織に立つてある。	
連合會の貢相金	二八〇弔	

議長 番 地主は御名の筆致ほど外らけが、地主から集めたと額は、
筆致一六〇〇円。地主二、〇〇〇人位。額は一〇〇であります。
休憩を當す(午前工時三十四分)
議長 番 提案者に条例の設定、改廃の事項が、設定の場合に基盤條
例が有れば、改正の方法で良」と思ふか如何。
助役 一七 ある以上は改正の正しいか、某と申すと市町村制における下
自治法の分りも良と意味して改廃にした、改正の場合一部改正か
正しけども知らぬ。
番 質疑折衝があり動議を提出致します。
二番 もう言ひ意向で改正にいたる方がどうかは云々、今後ござ
職員の増俸を考えてかまが、職員より是致と申聞題を現
在職員増俸はどの位予想しておろか。
助役 一八 程度をある。
番 光景質問された、統計数及び負担金の状況を御知りせしらず。
總評教ニニ大五、二七坪である。
貢租金・地積割ニニ% 地料割五〇% 筆致割三〇%
合計三六三四七円である。
地主より負担を主集めた金額は、一〇〇で一七五、〇〇〇円となります。

一三 番	委員会の方の仕事だけをやまにすれば地代が 地委員長
走車務門二名	走車務門二名 委員会土地課二。石垣でなければならぬ 土地委員長
一三 番	過去で委員会自体がやまべき仕事の分量は 補償事務等で線のあせなくて、合同でやまわり下、貢租 金では村でやまべきものは判明しない
一三 番	村でやまべきものは、村でやまべきと思ふ様にして三名 採用するには、どうか、村車務と委員会の仕事ははつきりして ひと、我々からの要求が出来ない 我どもでは、地代は高くとっておまう下、土地課でやま方が良 りと思う
一三 番	賠償金請求の場合、だが他村とり比較は、 地委員長
嘉手納二石北谷二石で一番宜評溝が高く、宣野溝口無地	番の相当ある下、相当増してやりたはれども、南庭古、現 在委員長
二 番	草用地連合會とし、村がやれば土地委員がつくでし良 り
三 番	草用地協會とし、村が貢租とてなり下、一つの線で下小工 事務所
天 久	三名位で下されば良 く、委員会の事務がある所があるが、委員長又村長が兼任し てある所はあります が、各自上は相違すより、地主協会に相違すより
地委員長	協会長があります、各自上は相違すより、地主協会に相違すより

一 ニ 番 村 長	未だ決まりとらず、廢止の場合、どんな支障があるか。 廢止の場合は、会で村がやまと、両方とり或は程度やりれば、あらねえ税金がかかると思う。
一 ニ 番 村 長	葦南土地委員會、土地も葦南土地關係事務が主、平教村國道運送税、重複納付にならぬ。
三 番 村 長	將近軍用地、事務が多いので、兩者必要の通り考へる。
三 番 村 長	村から委員會へ、委員會から来て、村から何名も出でておかなかつて、土地運送会社と重複にならうと思ひ下、地主の地代を減らすことが目的で結論はどうか。
土地委員長	本員會より、村にうつして、一人分を割り受けたまではらば、言葉が思ひつく。
三 番 村 長	地主負担を極め、せいで、やらねばならぬが、補償事務が多めで、普通の仕事ほ多少多く、二れで、一心安定期。
議 長	不謹用設置の政府、接濟が力が問題となり、運命会の必要り度々有ります」と思つて、二回の運命会を行つた。
一 五 番 大 体	2. 補償關係を、主張院からおこなつた。 現在は、改修からして、補償の終り、もう少し」との話。
一 五 番 大 体	それで、本村では、兼地番貸、資料などでは、土地問題の申請書をあり、委員會の面から、村でやる必要がある。
議 長	休憩致しました。午後六時四十分、(三月二日)

	議長	再開致します(午後〇時三十分)
土地委員長	宣野湾は高い事は誠に知りあうと/or事で、今後研究 にて明らかにさうする所である。	
二番	軍用地開墾地とて、村に還元して来る下へそと接続して 軍へあるが、日本では譲災税の形で口どくが、	
村長	並に特別交付税は消えれて、特別の才入がある	
一番	財源のゆとりがあるて、ヒリ理由は、 交付税法第ナ条の賦役收入と需要額の算定を入れてある下	
助役	費要額では詳細分土地の実が見られており、詳細分土地の 評價において別に表で示されておる	
議長	議題外についてはあと下	
二番	是数に入らぬものがあるが、その點を除くと、 助役の後、財政課税取り立、土地支拂事務、二点で一括して是	
三番	總務は公報、統計等である	
四番	稅を取り立て、出張も行う、意味は、 是數の補助更正と、職員の公用との一致しなむ。	
五番	後ウニ予議案ヒリ開運すと、後ウ仕事の關係如何 鑄課長	今主名を求めるとすみやかに、土地区画り出平野の御前ひ出来 事など調査しか出来ない。まことに、實地にて有りて有りて有り 今すぐやると立名の仕事で、直ぐやるにはどう言ふ仕事が、
六番	経済課長	部落に対する水道、全ての建設の仕事、今まで直ぐ市昇 格をもつての都計の準備で、岩技術、一名事務の内事務ある

村官崎が行う土木事業、既に対する土木事業とは

政府よりの評、村會議事の審査を含めて、豫算全て各部落に
付す。該評議事セラ村道の認定等を序より此。

新らしい構想で補助金を出し、それで、既に貢献せん。水道事業が認可になると水源の貢献もあろうが、水道費は人件費だけ取る方である。

相当耕作木で木ニ、地三、土地の接ぎりをもさうにて
給木代す洋木場より畠用地に墮つてゐる。畠用道題を通

水道事業費予算はど根室市に於て行方不明の者

三が取ておつたが、落して下す。

そう言った往事は、経済課の秘密をやさがつに、大不思議である。だが時間的にはやがつがある、と思ふ。

増夏ウタガニ
樂音之増に名づけ

手草書にて書かれてゐる。増加部は、三つあり、第一は「セミ」、第二は「セミ」、第三は「セミ」。

一名増す。どうぞ事務室口新戸舎が宜い。

技術事務の教科配分は、主として、ノウハウの多寡による。

		平算と申聞連する如何 質疑打切り勧議を出します
		賛成と呼ぶもあリ
議長		唯今ニ審議裏より提出せましに 質疑打切り勧議は成立したが リヨリテ五種取扱ふて良いでせう
		裏議員と呼ぶカナ
議長		御異議をさり称せりヨリテ質疑を打切ります
		では討論願ひます
一七番		原業ニ賛成 封じ構想に詳ラニトドアリ 又財政の三基は 監査委員が持て来てあります下 原業を全會一致で賛 成セシモ
二番		本業平算ニ申聞連するが 条員會付託せらし 経緯審 査しての動議を致提出致します
		賛成と呼ぶもあリ
議長		委員何れか勧議は成立してありまし 質疑討論願ひます
		質疑打切り
議長		では表決に移ります 委員會何記の動議に賛成の方举 手願ひます 一 举手にてウ(四名)で少數であります下 否次に賛成と申す下
議長		原業は賛成の方举手願ひます
		举手にてウ(二名)で過半数であります下 原業通リ
		可決決定致しました
議長		休憩致します(午後二時四分)

議長	再開致します(午後二時四十分)
議長	日程第二議案第三予宣野湾村部課設置條例設定 果を何議致します
書記	モード朗説であります
議長	御説明願ります
助役	理由を付した通りであります下別にない
議長	質疑に入ります
一番	各課の分掌事項について、総務課建設課地課商事課とある如何、建設課つゝは、村の服務規則とどう関連します
助役	署名の委員會規則にて、関連と記憶しますが
二番	三件にはあり、件件は各自の事で、他課に属しない課と一 て表ります
助役	規則は三件の細部の分であります
七番	土地開墾は賦政課に関連するが、土地の明示になりものは、 土地登記をなつておる
村長	八番議員の出席を報告致します
議長	建設課の土地收用法
二番	前回の事が次の場合の事であります
助役	土地生産、多収拵等も類別(細部)にさみて併せて併せて
大番	土地收用に付す事由地に入つておるが、
助役	草野地の入出金等

		議長	此番議員の出席を報告す。
大	番	度量衡の關係は政府で行なつておるが、町村事務としてせず 必要である。	
八	番	建設課は都市計画に關する事項があるが、現在で口はり理由 現年で日本と将来市昇格に伴う事もあり将來を予想 して必要と考る。	
助	役		
三	番	某の部課設置條例を廢し、設置すと云つておるが、三条か 四条を簡單にカタカナシラフておるが、左は農務規則、部 課設置の命令と思うが如何、規則の改正も肆意が出來ど、之は 部課の分掌は村長が決めていた事であり、議會と同 運を行ふことを云ふと持たれて、行なはる今ち証しノ延リ五章 三番	
助	役	支那農務規則と比較すると、左の如きは、實質上、何處かの 手本を廣義に發揮半ばやう地に合ひて行なはる。	
三	番	財政收入支出の事務面を理解して貰ひた 助役	
二	番	收入支出で判明まじかの雜部金を正しく收入役所に保管して 其の重要性がさうかどうか、今後監査の対象となるればどうぞ あらうと思ふが、今後向題が生じても、まことに云せて貰う。	
助	役	雜部金、市町村の恩給組合、源泉徵收の額等があるが、町村に おいては、雜部金はカリ總括して、一括して監査して貰う。	
二	番	雜部金についての法令を説明を願う	
助	役	産入出予算以外、一時預りの金が雜部金である	

八番	總務の方だけの事項で、文書保管事項が除かれており、それ を入念な理由
七番	助役細則で具体的に例記していると思う
六番	二番議員の質問とも関連して雑部金の専門金等も紐 何らかのは雑部金として良いか
五番	助役適當の事項であり、指定がある分、指定する分、予算化 の二種類ある
四番	年度を跨ぐ場合は、予算化の場合は想定額新 助役積立金制度と関連して考えておる
三番	外大を質疑もまだ称でありますらず、質疑打切り動議 を提出します
二番	督成と唱えもありあり
一一番	議長質疑打切りの動議が提出され、動議は成立してあります 議長御異議がなければ承りますので、質疑を打切ります
二番	議長討論願います。
一七番	先づ決議議案とも関連するも、事務分掌の方は不明 確定するまで原案に督成します
一六番	年々人口多くなる、村の全産業、建設、諒設置の事 議長下督成
八番	建設諒の都計画す事項を消すダウボーリ督成、都市 建設諒の都計画す事項を消すダウボーリ督成

詳書せらるてすに付、都計に附する事項等、記さるも無
味である。都計開する事項を消し、修正案を提出しません。

管絃と唱今ヨリ良也

議長修正動議が否決された。既に賛成票をもつて動議が成立致しました。

番原某氏皆が都許には裏体的の詫問別で構想は又深きが

其進歩実施の面では次に條例を改正の必要がある場合にて来る
地主が所有する、誰より上に立つて、今までの方が言ふと思つ

今から草社ノ職員配置してやる必要がある。

特委會不開口了，一二一箇年間，少少沒有動過，這才算是二番頭。

は非常に重要であります。消去の必要はない。本件開示の初級

（付）

孫子兵法 十一

原案に賛成の方は挙手願ひます。

第一回 トドカの「一」へ名へで詠歌多數であります。一議美第

三才官印清不却誤設置極條例設定某不可深深是致

日程第三、講義第三回（宣詩萬才歌裏の令等に對する條列）

一部至改正する條例セラレ、付議致し候す。

書記生下而朗說生也。子奇生也。一歲而死。其子曰平陽侯。後更名平陽侯。

信説明類

直野离村及所

八	助役	其他の職員とは何が 違うのか、何をやるか が問題で、それが地職員ではな い。
七	番長	番頭は過当だと考へられられて村長としてはどう思うか と、質疑は議題を争って進めてやらうだ。
六	番者	中部の市町村の状況はどうか。 内は良いと思つ。
五	役長	賃勞の換算の場合に少し差が違つたが、なぜか。 端数は出来うだり整理した。
四	番	休憩致ります。(午後三時四十分) 再開致します。(午後三時四十分)
三	支給	支給に関する條例で、日給その他の方法などはんぱりが 條例には全部関連するけれど、改正以前のものとして ある。
二	番	番最後の日給で支給すると解て良い。
一	助役	期間を定めて、それをもつて臨時職員の場合などを定めし 契約改正下から職員を含ませて合意して
〇	助役	事務的、非常勤的を含まないがヨウで、是が必要である 今の状況は事務的である。
九	番	第ニ条第一項の場合、最高のいくがヨリ場合、飛び出

番
危険に附する仕事は安んじ様なのが多うが、どう言つてかあるが、おまかせ願ふ事
一
助 改 現在の事件の職員を見てからで、常勤的なりうが多うで、
答 増加非常勤動 今まで合せてありますで、月額二万四千
元一 かうで改めを改正した。
二
番 五長の性格は法的性格を判明したいと思うが、市町村自主的の
特別期未手当は認めたが、五長の場合は第二条下
三
番 人手を増すことにすこ割りがあるが、特別昇給り認めたが、五長
人口に比例して、一年半切りの職員を評價を支給せらる
四
番 そつと美規則を成り立つ場合口利で、別個あつて男いだ、別個
考で五長の給子に關係するには規則も定めて言ひ、五
助 徒 五長は自治法第一三九条にもある通り別個にして方で言ひと思つ
五
村 長 村長が是より事はまず正り設置規定をきみうで
六
番 三水で必ずしり、不都合やほれい、職員給に五長が言えども
思つてその中でやり込むべきではなうか。
七
番 五長の性格につづく、性格はどううつておまか御説明願う
八
番 部落が推薦した人を村長に任命するが、
九
村 長 は、そつてから、この件をきみうで、之を改めて五長
一
番 五長が最後で立ち去る部落で、負担して行つたが、五長でも
少々微税面を考慮しておまか
二
番 性格を何をもつたら事があまか、事務分量取扱う業務は専門如何

八番	議長	村長直屬の課と務をあつた 各課の事務全般は全部由でやつてからつた 後所外事、たゞ水道は、部落會長の性格よりあるうべ 質疑で意見を加えおまへ村長は長り給米に關係して、村長 芝を集めがおそき、諸は部落會長の給料を安めたり、勤け せり話では、一体区長は、ビル位の事務を取るおもが問題 である今度はさばり、常勤か非常勤か判明せだらか 併しは推薦にてて、やく、部落から推薦したリクは、全部 認めて、それで、バトンを名手の方法で、今後更りて、 行がれ必要がある。後所は給料は安めおもて、能力ある者 は入る二郎がどん力うな 議長 区長は、午後四時半生ままで、時間延長して、直りで、 異議など呼んで、あり、その間、議論は、議長の意見の通じて、区長が推 荐する議長が、御意見をすすんで、總統決定ます 村長 職員は、給料に關する別と、その長の考課の通じて、区長が推 荐するが、その考課が、ある、くわしく 一金 職員は、一日由來三十分以上採用した場合に、事務に當 べきより課長に、話合をして、達めて行る 八番 給料が少しだかり、その程度の職員を採用出来ぬ 村長 大部分は越えて、月に三回、思つて、今、新天王をやがち 林之事は、やうで、三月で良いと思つ 二番 区長が身分は、生地業勤の職員を採用が、大
----	----	---

村長	休憩を延べます（午後四時一十分）。
議長	将開致します（午後四時二十分）。
八番	光緒よりは長々制度が少々ありしるゝことある事で、第三条より 実従り易が、もう少し検討して改正案を出されたり。
村長	ニ水を一石詰めて今も所は御意見を保留在す。
一三番	職名と同様研究して、その結果を提出して貰ふ。
助役	課長名をばらははどう言ふ意味か。
八番	課長と職名をあらうて事務更員を多め課長、課長を給米古明文化するが要當と思ふ。技術事務更員の合意を求めておまえは三名なり。その結果を提出して貰ふ。
一五番	最高額はどぞ言ふ風にして決まり次第が、技術更員が
議長	然然其類を出す必要があるが、どうか、どう言ふ裏にわざ は技術更員に対する見解はどうか。
八番	技術更員は当つた事が如く。
九番	提案者の意志をもう少し丁寧にさせたら、それが説明によると か話してあるが、計算とか問題を解き良い。
二三番	区長の陳情により閣連する事無く、ある案件が意味が生じるとい う事。
村長	技術更員の最高額であると思ふ。

議長	休憩致し奉申す(午後四時三十分)
議長	再開致し奉申す(午後四時三十分)
二番	政府の方よりても、議長の場合は別に職員とは自活活算三条件に言及する。その他の職員とは別である。併せて議例は條例設定法でおくべきで、正長の給料の中ではある。
三番	既に思つて分りまことに於て別に支障なしと思ふ。
二番	改正案を提出します。
一五 議長	條例第三条、別表ウ三長の蘭を消す。 ○條例第三条特利職と長の区長を消す。 ○課例第ニ三條を次に次の條を加す。 ○議長の監視と園そは別に主たる事務の外に御意見を有する人。 ○條例第ニ三條を第ニ三條に改める。
一六 議長	以上の修正案に付記せしめます。併せて保留する必要も認めりゆで、賛成す。
一七 議長	以上を付記せしめます。外に御意見を有する人。
一八 議長	動議を成立してあります。(賛成唱名)
一九 議長	一部改正を。技術更良を専門的立場からする。
二〇 議長	修正案、動議を提出します。
二一 議長	最高額七三番。
二二 議長	賛成を唱えひきを立てる。(賛成唱名)

			議長 様正動議可成立してあります
一三番	現在御いざる課長給にしたい		
議長	休憩を致します(午後四時四十五分)		
議長	再開致します(午後五時二十分)		
二番	技術員修正動議を撤回		
	理由、羊口勢の井戸を五八井にしてあるうえ原業通り詰 襟と思ひ御ままで撤回致します		
議長	又今七番議員より修正動議を撤回がありますから良ひやせうが、 御異議がなれば襟うでありますので撤回を決定致します		
議長	他に御意見がなれば襟うでありますので討論を打切ります		
議長	採決致します		
二番議員より修正案に賛成の方举手願います			
举手したものは(三名)で少數でありますので否決になりました。			
原業に賛成の方举手願います			
举手したものは(一五名)過半数でありますので議業第三。 署名野溝村職員の給与に関する條例の一部を改正する條例 は原業通り可決決定致しました			
議長	本日今日程日三時を過ぎて全部終了致しました。明日は 午前十時より再開します。散会です		
	では本日は三時で散会します(五時一五分)		